

野田市告示第110号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、野田市営住宅退去滞納者の市営住宅使用料収納事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年 4月17日

野田市長 鈴木 有

1 収納事務を受託する者

東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア12階  
弁護士法人ライズ綜合法律事務所  
代表弁護士 田中泰雄

2 収入金の種類

市営住宅使用料

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで